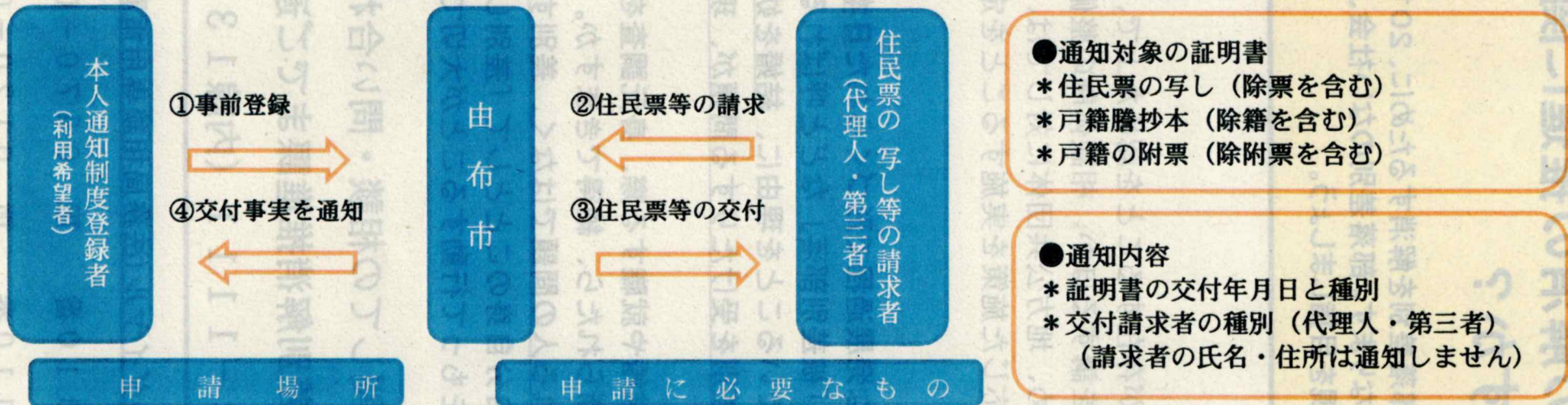


本人通知制度をご存知ですか？

本人通知制度は、本人の代理人や第三者に戸籍や住民票などを交付したとき、本人へ通知することにより不正請求の早期発見など、不正取得による個人の権利の侵害防止を図ることを目的としています。

事前に登録しておくことで、自分の戸籍や住民票が第三者に交付されたときに市役所からお知らせします。



申請場所
市民課
挾間振興局地域振興課市民窓口係
湯布院振興局地域振興課市民窓口係

申請に必要なもの
本人確認書類 (運転免許証など)
代理人申請の場合は、委任状

※代理人とは、委任状により代理人と定められた方です。

※第三者とは、自己の権利の行使又は義務の履行のため、住民票の写し等を請求する「正当な理由」がある個人又は法人及び国家資格を持つ8業士をいいます。(8業士とは、弁護士・司法書士・土地家屋調査士・税理士・社会保険労務士・弁理士・海事代理士・行政書士です。)

※手続きについて、詳しくは市民課、または挾間・湯布院振興局地域振興課の市民窓口係でお尋ねいただくか下記までお問い合わせください。

【問い合わせ】 ・市民課 097-582-1111 (内線1142・1143)